

下水道処理施設の包括的民間委託の推進を提案

日本下水道処理施設管理業協会は、包括的民間委託の推進についての提言を国土交通省に提出し、民間活力の活用と品質確保の促進に向けた取り組みへの支援を求めた。

この記事は、まさに厚生労働省が現在実施している「水質検査の信頼性確保に関する取り組みについて」の報告書案と背景と置かれた状況は同じであることが述べられていることに驚かされる。ただ、この提言が、管理業協会から出されたことを考えると、登録検査機関の動きがあまりにも鈍いことに苛立ちを感じざるをえない。

詳細は、下記の水道産業新聞を参照してほしい。

◆水道産業新聞 10月4日(月)付

民間活力の活用求める 下水道施設 管理協



国土省へ提言活動

日本下水道処理施設管理業協会(会長 金俊和・データーベース社長)はこのほど、「包括的民間委託の推進」について国土交通省下水道部に提言を行い、民間活力の一層の活用や品質確保の促進に向けた取り組みへの支援を求めた。写真。

提言活動では、金会長ら協会幹部が国土交通省の松井正樹下水道部長ら下水道部幹部に処理施設の委託業務を取り巻く厳しい現状や提言内容を説明し

た。

「民間活力の一層の活用にに向けた提言」では、公共側人件費削減分の一部民間還元やユーティリティー発注業務に対する民間側管理費の計上など、コスト削減を主目的とせず、民間のインセンティブ向上に向けた対応に移行していくよう支援を求めた。また設備の長寿命化、延命化に効果が期待される予防保全業務の適正な評価方式の導入を求めた。

一方、「品質確保」については、今年7月に公表された「下水道事業の特性を踏まえた品質確保の促進に向けた検討」報告書の「下水道施設維持管理版」の作成を提言するとともに、発注自治体への指導を要請した。

具体的な内容は、「最低制限価格」の導入と上限の撤廃、技術力を評価する発注方式の導入、公契

約条令の積極的推進。

技術力を評価する発注方式の導入については、維持・管理業務では、高い技術水準や幅広い経験が必要とされることから、技術力を重視する評価方式の導入が求められると指摘。その上で、技術評価点と価格評価点の比率が5対5、4対6という価格評価点のウエイトが高い傾向にあると説明した上で、茨城県の霞ヶ浦常南下水道処理施設維持管理業務委託で採用された7・5対2・5などの比率での採用を自治体に指導してもらいたいとした。

また国が決めた最低賃金を上回る給与の支払いを自治体独自に義務付けしている「公契約条例」を挙げ、労働者の質の低下を防ぎ、事業の質を確保するための方策として発注自治体へ指導してほしいと切実に要望した。

また国が決めた最低賃金を上回る給与の支払いを自治体独自に義務付けしている「公契約条例」を挙げ、労働者の質の低下を防ぎ、事業の質を確保するための方策として発注自治体へ指導してほしいと切実に要望した。